



(資料出所) 21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」平成13年

(注) 合計(N=275)

(注) 男女パート回答者のうち、年収103万円を超えないように考慮していて、かつ、労働時間を増やした場合の税・社会保険料負担について「税・社会保険料がかかる結果、労働時間を増やしても家計全体の手取が労働時間を増やす前より逆に減ってしまう」と回答した者についての、配偶者手当の状況をみたものである。

(参考)

就業調整パート

年収103万円以内になっている

うち約7割

労働時間を増やした場合、家計全体の手取が労働時間を増やす前より減ってしまうと思う

うち約7割

(就業調整パートの約5割)

配偶者手当の支給制限が103万円であるために、実際に手取が減る層

うち約5割

(就業調整パートの約4分の1)

実際には手取が減らないのに減ってしまうと思っている層

うち約5割

(就業調整パートの約4分の1)